平成28年5月25日 定例教育委員会 会議録

1 開催日時及び場所

- ・平成28年5月25日(水) 午後2時 ~ 午後3時25分
- · 教育委員会室

2 出 席 者

教育長	松川	禮	子	事務局職員				
委 員	稲 本		Ĕ	副教育長	安	福	正	寿
委 員	野原	正	·····美	教育次長	高	木	俊	明
委 員	森口	祐	子	義務教育総括監	水	Ш	和	彦
(土屋嶢委員	、月村	時子	委員は欠席)	総合教育センター長兼教育研修課長	折	戸	敏	仁
				教育総務課長	國	島	英	樹
				教育総務課教育主管	堀		貴	雄
				教育財務課長	小	林	法	良
				教職員課長	坂	井	和	裕
				教職員課福利厚生室長	森	部	圭	<u> </u>
				教職員課教育主管	服	部		照
				学校安全課長	服	部	和	也
				学校支援課長	北	岡	龍	也
				学校支援課教育主管	古	賀	英	
				学校支援課教育主管	髙	田	広	彦
				特別支援教育課長	林		雅	浩
				社会教育文化課長	土:	井	信	之
				体育健康課長	古	田	 憲	司

3 議事日程等

報第1号、報第2号、報第4号、議第1号、議第3号、議第4号、議第5号、事務局報告(1) 事務局報告(2)及び事務局報告(3)について非公開とすることを決定。

4 会議録

平成28年4月27日開催の定例教育委員会の会議録を承認。

5 審議の概要

別添のとおり

会 議 録

報第1号 職員の表彰について(非公開案件)

死亡による退職職員の表彰(2件)を専決で行ったことを報告し、承認された。 本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成。

報第2号 市町村立学校管理職の人事異動について(非公開案件)

市町村立学校管理職等の人事異動を専決で行ったことを報告し、承認された。 本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成。

報第3号 平成29年度使用小・中学校用教科用図書の採択基準(案)について

学校支援課長

前回の定例教育委員会でご審議いただいた採択基準案について、5月9日(月)に岐阜 県教科用図書選定審議会に諮り、適切である旨の答申を受け専決したのでその報告をし、 承認を求めるものである。

なお、平成29年度使用小・中学校用(特別支援学校の小・中学部を含む)教科用図書の採択基準については、県内の各市町村教育委員会、各公立特別支援学校長、岐阜大学教育学部附属小学校長及び中学校長並びに各私立小学校長及び中学校長に対し、通知したところである。

稲本委員

公平性・透明性の確保には、これが実行されるかどうかにかかっている。教科書採択に係る一連の問題を踏まえ、次の採択がより良いものになるために、この基準に基づき、 しっかりと選定されることを期待する。

学校支援課 長

稲本委員のご指摘の通り、教科書採択の公平性・透明性の確保は重要なことであると捉えている。来年度は小学校の道徳の採択、再来年度は中学校の道徳の採択がある。また、3年後には次の小学校の教科書採択、その翌年には中学校の教科書採択がある。

採択権者である各教育委員会が、情報公開も含め説明責任を果たせるように指導・助言を行っていく。引き続きご指導賜りたい。

教 育 長

報第3号につき、挙手により採決する。

教 育 長

全員賛成により承認する。

報第4号 教育に関する事務に係る議案に対する意見について(※議会が開会したため公開)

特別支援教育課長

教育に関する事務に係る議案に対する意見について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、岐阜県知事より照会があったため、平成28年5月10日付けで異議ない旨、専決したので、その報告をし、承認を求めるものである。

あらましについては、「子どもかがやきプラン」に基づき、平成29年4月、岐阜城北高等学校旧藍川校舎を改修して開校する、県下初の専門学科を設置した職業教育に特化した教育を行う特別支援学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてである。この学校の校名については、昨年12月の定例教育委員会において、『岐阜清流高等特別支援学校』と決定していただいた。来年4月の開校に向けて、「岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例」に定めることで、今後の生徒の募集や教育相談等を円滑に実施できるものと考えている。

岐阜清流高等特別支援学校の圏域については、岐阜圏域及び岐阜圏域に隣接する市町を予定している。また、軽度の知的障がいで、就労を目指している生徒を想定しているため、一人で通学できることを条件として設け、支援していく予定である。これらのことについては、6月2日から始まる各地区における入学者選抜要項説明会において、各担当者に周知していく。

教育長

報第2号につき、挙手により採決する。

教育長

全員賛成により承認する。

議第1号 教育に関する事務に係る予算(平成28年度6月補正分)に対する意見について (※ 議会が開会したため公開)

教育総務課長

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、岐阜県知事から平成28年第2回定例岐阜県議会に提出される教育に関する事務に係る予算について意見を求められたため、異議ない旨、回答することについてお諮りするものである。

6月補正予算は、34万2千円の増額である。補正内容については、熊本地震により被災した児童生徒の心身をケアするため、養護教諭を派遣するものである。養護教諭派遣の旅費、現地での活動のためのレンタカーの借り上げ料等である。

野原委員

何名の養護教諭を派遣したのか。

教育総務課長

常時配置できるよう3人をリレー方式で派遣している。現在も派遣している。

野原委員

期間はいつまでか。

教 育 総 務 課 長 5月15日から6月3日までの予定である。

義務教育総 括 監

私も、5月19日(木)、20日(金)の2日間、派遣として熊本の被災地を視察した。 東日本大震災のときは、養護教諭7名を含む延べ17名の派遣があったが、今回も岐阜県 での地震、東海地震を想定した内陸型地震への対応について、学校の再開や子どもたちの 環境に関わる重要な知見を得ることができるものとして派遣された。

この地震では益城町が有名であるが、その東隣の西原村にある250名ほどの西原中学校に、美濃、東濃、可茂から、1週間ずつ3名の養護教諭が派遣されている。これは西原中学校の本務の養護教諭が子どもたちのケアに当たるため、事務的なその他の業務を補助するための派遣である。

西原村全体の被災状況を見てきたが、東日本大震災では、町全体が津波で流されてなくなったため、復興に向かい地域住民に連帯感があった。一方、西原村では、自然の景色が変わっていない中で、ほとんど全壊の地区や、あまり被災していない地区があった。潰れてしまっている瓦屋根の家と、最近の耐震構造によりほぼ無傷である家が混在していた。1カ月が過ぎ、体育館には250名の被災者がいる中で、学校が再開されていた。30数名の中学生が体育館から通学しており、そういった意味では心のケアが大変である。

派遣された養護教諭は、地震発生時から学校の再開における子どもの心のケアについて 大きな知見を得て帰ってくるものと思っている。

稲本委員

私も講演会のため、連休中に熊本に行くことが決まっていたところ震災があり、結果としては、復興支援のため熊本に行ってきた。東日本大震災のときも、東北を訪れたが、 津波で町が全部流れたため、皆にあきらめ感があった。熊本では、赤いテープが張って ある家は立入禁止、黄色は危険、緑は問題なしとなっており、体育館に避難している子

ホームページ公開用

どもたちや老人の中に、帰ることが絶望的な人、もうすぐ帰ることができる人、帰る支度をしている人が混在していた。

体育館から学校に通う中で、希望を持っている子と、家が無くなりどうしようもない子が、同時に授業を受けなければならない状況は辛いと感じた。子どもや老人にアロママッサージなどを施術することで1次的には元気になるが、集落の中において、目に見える嫉妬があることを感じた。内陸型の地震ではこういった状況が起きるため、教育も含めた対応策を考えなければならないと感じた。

教育長

全国知事会からの要望により、急遽、養護教諭を派遣したため、出発式を行うことができなかったが、戻られたら、報告会をお願いしたい。

なお、教職員以外にも県職員が何名か派遣されており、教育委員会事務局からも、教育 総務課の石谷主事(若い女性職員)が1週間ほど派遣され、本日、県図書館で報告会を行っ ている。

教 育 長

議第1号につき、挙手により採決する。

教 育 長

全員賛成により、原案のとおり可決する。

議第2号 岐阜県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則について

特別支援教育課長

岐阜県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則について、お諮りするものである。

改正の内容については、大垣特別支援学校が行う教育に、平成29年4月から、肢体不自由又は病弱者に対する教育を加えるものである。現在、大垣地域には、肢体不自由又は病弱に対応した特別支援学校がないため、この地域の肢体不自由のある児童生徒や病弱のある児童生徒は、他の地域の特別支援学校に通学せざるを得ない状況であるため、大垣特別支援学校に、肢体不自由部門および病弱部門を設置し、地域の子どもたちが、地域の学校に通うことができるよう規定を整備するものである。

野原委員

施設設備等の改修の必要はないか。

特別支援教育課長

大垣特別支援学校は、古くから大垣地域において、特別支援教育の中心的な役割を果たしてきた学校であるため、実態としては、知的障がいの他にそれ以外の障がいを併せ有する重複障がいのある子どもたちが多く通っている。そのため、今回の改正により新たに対象となるのは、実質、知的障がいのない肢体不自由や病弱のある子どもたちに限られてくるため、現状の施設設備で対応できるものと考える。

教 育 長

議第2号につき、挙手により採決する。

教 育 長

全員賛成により原案のとおり可決する。

議第3号 岐阜県文化財保護審議会委員の任命について(非公開案件)

岐阜県文化財保護審議会委員の任命について諮り、可決された。 本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成。

議第4号 岐阜県美術館協議会委員の任免について(非公開案件)

岐阜県美術館協議会委員の任免について諮り、可決された。 本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成。

議第5号 岐阜県現代陶芸美術館協議会委員の任免について(非公開案件)

現代陶芸美術館協議会委員の任免について諮り、可決された。本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成。

事務局報告

(1) 岐阜県立高等学校活性化計画策定委員会「審議まとめ」議員(地区別)説明会について (非公開案件)

岐阜県立高等学校活性化計画策定委員会「審議まとめ」議員(地区別)説明会について報告した。 本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成。

(2) 岐阜県美術館協議会委員の一般公募について(非公開案件)

岐阜県美術館協議会委員の一般公募について報告した。 本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成。

(3) 岐阜県図書館協議会委員の候補者名簿について(非公開案件)

岐阜県図書館協議会委員の候補者名簿について報告した。 本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成。

(4) 岐阜県における全国レベルの表彰について

教育総務課 長

4月分の全国レベルの表彰について、文化部門・スポーツ部門を掲載しているので、 ご確認いただきたい。

(5) 平成28年度教育委員行事予定について

教育総務 課 長 前回から変更のあった点は、7月11日(月)、12日(火)の全国都道府県教育委員会連合会第1回総会等に、稲本委員に出席いただくことになった点であるので、ご確認いただきたい。

閉会

午後3時25分、閉会を宣言する。